居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導重要事項等説明書

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1.　事業者概要

事業者名称	**めばえ薬局**
事業所の所在地	兵庫県加古川市平岡町新在家ｷﾝｸﾞｳﾞｨﾗ 1F
事業者番号	2842202497
代表者名	めばえ薬局　株式会社ロイヤルサイエンス　代表取締役　青木延恭
電話番号	(079) 427-4927

2.　事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師の指示に基づき、薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、めばえ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)を提供することを目的とします。
運営の方針	①　利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。 ②　上記①の観点から、市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③　利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

居宅療養管理指導サービス	①　当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用などに関する説明を行う事により、薬剤を有効かつ安全に使用していただけるよう努めます ②　サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、わかりやすくご説明いたします。もし、お薬についてわからない事や心配な事があれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4. 職員等の体制

当事業所の職員の体制は以下の通りです。

従業員の職種	員数	通常の勤務態勢
薬剤師	3 名	常勤者　(2 名)　　勤務時間　9時00分～19時00分 非常勤者(1 名)　　勤務時間　9時00分～19時00分
事務員	6 名	常勤者　(1 名)　　勤務時間　9時00分～19時00分 非常勤者(5 名)　　勤務時間　9時00分～19時00分

5. 担当薬剤師　　担当の薬剤師は以下の通りです。

担当薬剤師	責任者
三島　牧人 ・ 河田　知朗 ・ 薬局所属の薬剤師	三島　牧人

① 担当の薬剤師は常に身分証明証を携帯しています。必要な場合はいつでも、その提示を求めて下さい。
② 利用者は、いつでも担当の薬剤師の変更を申出ることができます。
③ 当事業者は、担当の薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当の薬剤師を変更することがあります。但し、その場合は、事前に利用者の同意を得ることといたします。

6. 営業日時　　当事業所の通常の営業日時は以下の通りです。

営業日	月曜日から日曜日まで 但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます
営業時間	月・水・金曜日　９時００分～１９時００分 火・木曜日　９時００分～１８時００分 土曜日　９時００分～１３時００分

7. 緊急時の対応

①緊急時等の体制として、転送電話・携帯電話等の利用により24時間常時連絡が可能な体制をとっています。
②必要に応じて利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料　サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。
①居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービス費として

	1割負担	2割負担	3割負担
1 単一建物居住者が 1 人の場合	518円／回	1,036円／回	1,554円／回
2 単一建物居住者が2～9 人の場合	379円／回	758円／回	1,137円／回
1 及び 2 以外の場合（10 人～）	342円／回	684円／回	1,026円／回

算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。
（がん末期の患者に対しては週に2回、かつ、月8回まで。）
②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合
・1回当たり100円
③交通費は、状況に応じて、別途、請求させていただく場合があります。
※上記の他、下記については医療保険制度の負担割合に応じてご負担いただきます。
①薬代や調剤に係わる費用
②在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料･･･500点（500円～1500円）
・病状の急変等により緊急に訪問し、必要な指導を行なった場合。ただし、月4回まで。
＊麻薬が投与され必要な指導を行なった場合は 100 点(100 円～300 円)が加算されます。
③在宅患者緊急時等共同指導料･･･700点（700円～2100円）
・病状の急変等により医師、看護師、介護支援専門員と共に訪問し、カンファレンスを実施し、必要な指導を行なった場合。ただし、月2回まで。
＊麻薬について必要な指導を行なった場合は 100 点(100 円～300 円)が加算されます。
④退院時共同指導料･･･600点(600円～1800円)
・入院中に薬剤師が医療機関を訪問し、医師、看護師、介護支援専門員と共に共同で退院後に必要な指導を行なった場合。ただし、入院中1回まで。

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供にあたり、苦情や相談がありましたら、下記までご連絡ください。

連絡先：（０７９）４９２－７６００　又は　（０８０）９１６２－８９７８

担当者：株式会社ロイヤルサイエンス　薬局管理室　室長　村井　亮人

令和　　年　　月　　日

（乙）当事業者は、利用者（以下、甲１）に対する居宅療養管理指導サービスの提供に当たり、
□甲１、□甲２に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

（乙）居宅療養管理指導サービス事業者:

主たる事業所の所在地　兵庫県加古川市平岡町新在家ｷﾝｸﾞﾀﾞｲﾗ1F

名　　称　めばえ薬局　㊞

説　明　者　氏　名　大西　智子

説 明 者 の 所 属

（甲）私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

（甲1）利用者

住所:

氏名:

電話番号:

（甲2）利用者の家族

住所:

氏名:

電話番号:

※緊急連絡先　氏名　　（　続柄　）

電話番号

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導
重要事項説明書

株式会社ロイヤルサイエンス

めばえ薬局